

## 借入(リース) 物件仕様書(自動車)

## 1 車種等

車種	軽貨物自動車(電気自動車・新車)
ミッション	A T
台数	3台
燃料	電気
乗用定員	4人
ドア数	5枚
車体カラー	白
指定文字等	両サイド前席ドア部に「横浜市西土木事務所」と濃紺で記入し(左ヨコ書き・一文字 6cm×6cm)、その上に文字と同色で横浜市徽章を入れる(10cm×14cm 別紙のとおり)
装備品(別紙可)	(1) プラスチックバイザー (2) フロアカーペット (3) タイヤチェーン (4) ドライブレコーダー(前後)
特別装備	(1) 前後の座席に固定式ビニールカバー(厚さ:0.2mm以上)を付ける。 (2) 急速充電機能付き
例示車種	三菱 ミニキャブ EV
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	<input checked="" type="radio"/> 適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 2,500 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 複数人 (どちらかに○)

2 物品納入期限	令和 6 年 3 月 29 日
3 借入期間(本年度分)	令和 6 年 3 月 28 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
4 借入月数(本年度分)	1 か月
5 予定借入期間 及び最終日	7 年間 令和 13 年 3 月 27 日
6 物品保管場所	所在地 横浜市 西区 浜松町 12-6 名 称 横浜市 西区 西土木事務所 T E L 045 - 242 - 1313

## 7 付帯事項

### (1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

### (2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等  
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

### (3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

### (4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開  
始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終  
日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

### (5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

### (6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害  
賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負  
担により賃借人が手続を行うものとする。

### (7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

### (8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

### (9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

### (10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受 ける場合には賃貸人が申請を行うこととする。

ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増  
減額分の取扱いについて協議の上決定する。

## 8 発注局課

所在地 横浜市 西区 浜松町 12-6

担当者 西土木事務所 薩澤（サツザワ） T E L : 045-242-1313

F A X : 045-241-7582

物品保管場所一覽

所在地	名称	電話番号	台数
横浜市西区浜松町 12 番 6 号	横浜市西区 西土木事務所	(045) 242-1313	3

○本市徽章

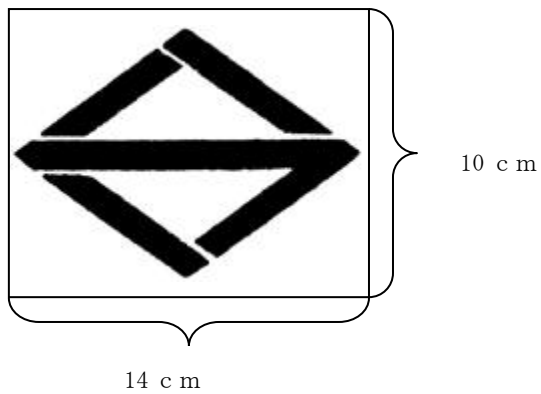
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1

【別紙 2】

